

令和6年度町民の声対応簿

令和7年1月～令和7年3月受付分

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
	令和6年 12月2日	花見潟墓地について	花見潟墓地の旧国道の西付近(ワクワドキドキの前あたり)から東に向かっている階段があらえています。セメントが剥がれたり、端が欠けたりなどしている箇所が見受けられます。補修をお願いします。 出来れば階段の作りを均一にし、端に黄色い線を、手すりをつける、などしていただければ助かります。 墓参りは花などの荷物もあり、階段の上り下りに苦勞される方も多いと思います。 予算のこともあると思いますがよろしくをお願いします。 他の階段も必要に応じて補修をお願いします。 また、墓の水場に置いてある手桶のようですが、本来は個人で持参する物だと思いましたが、有難く使わせてもらっています。この桶、持ち手がないものが多く見受けられます。 最近では鉄製のバケツもあり、見栄えはともかく、耐久性の観点からこちらに順次変えていただければいいかなと思います。個数は今の手桶の半分くらいで十分機能すると思われます。	この度は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。 該当の墓地内階段を確認し、欠けや剥がれのある部分につきましては来年度補修を行う予定です。なお、手摺りについては、墓地へ向かって左側に設置しているもので利用に支障がないと判断しております。 何卒ご理解をお願いいたします。 また、手桶につきましては、古い物については花見潟墓地環境保全会にて順次処分いただいております。 利用の際は、各個人でご持参いただくようご理解をお願いいたします。	総務課 行政総務室	0858-52-2111	令和7年 4月1日	令和7年 3月4日
	令和6年 12月4日	使用済み古切手回収ボックスについて	図書館が閉鎖してしまつたので、古切手収集ボックスを役場本庁舎に設置して欲しい。 役場の職員に話しかけずにボックスに投函したいが、古切手収集ボックスを役場本庁舎に置かないのはなぜか、納得のいく理由を教えてください。	まなびタウン図書館が閉館している間につき、古切手収集ボックスを役場本庁舎ロビーに設置いたします。まなびタウン図書館が閉館いたしましたら、引き続き、まなびタウン図書館入り口に設置している古切手収集ボックスをご使用下さい。 また、役場本庁舎のすぐそばには、古切手回収を行っているボランティア団体の事務局である琴浦町社会福祉協議会の本所があり、本所にも古切手収集ボックスが設置してあります。図書館閉館中に限らず、社会福祉協議会の使用済み古切手回収ボックスを利用いただければボランティア団体に直接届くこととなりますので、ご活用ください。	総務課	0858-52-2111	令和7年 4月1日	令和6年 12月15日
	令和6年 12月18日	すこやか健康課職員の電話対応について	12月17日(火)、すこやか健康課の職員に対して、電話にて介護保険制度に関する一般的な質問を行ったが、電話対応した職員の受け答えの仕方が大変失礼なもので、下記の各点について腹が立った。 ①こちらの言うことの真意を聞こうとせずに職員の推測により答える。 ②「忙しいので自分で調べてください」と話を聞こうとしない。 ③以前問い合わせた同種の質問を持ち出し「あのときにこのように答えました」と過去の問い合わせと勝手に結びつける。 ④「問い合わせを控えるよう」促された感じた。 この対応について、町としてどのように是正していくのか回答を求めたい。	お問い合わせの件について該当職員に確認いたしました。 ①、②、③の点につきまして、このたびはご不快な思いをさせて申し訳ございません。より真摯に対応する様、該当職員を指導いたします。 また、メールで問い合わせをいただいた④についても確認しました。該当職員としては、決して問い合わせを控えるように促した考えはありませんでしたが、上記と同様、より真摯に対応する様に指導を行いたいと思います。 なお、お問い合わせをいただいている各介護事業所の運営状況等については、守秘義務のある内容や、個人情報関連事項である場合にはお答えできない場合があります。また、回答に伴う制度・事実の確認には一定の時間を要する場合もあり、早期の回答が難しい場合もあります。 ご質問の事項について、質問のご主旨をご質問と同時に伝えいただく事で、より早く、適正な回答ができる場合もあります。ご質問いただく際には、上記の点についてさらなるご理解・ご協力をお願いできればと存じます。	総務課	0858-52-2111	令和7年 4月1日	令和6年 12月25日

令和6年度町民の声対応簿

令和7年1月～令和7年3月受付分

番号	受付日	種類	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
	令和7年1月16日	带状疱疹ワクチン接種費用助成について	琴浦町では2025年度から特定の年齢の人に対してワクチン接種補助を行うようですが対策としては不十分です。県内では年齢に制限を設けず、ワクチン接種費用を助成する町があります。上記助成を琴浦町が出来ない理由を教えてください。	带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてご意見いただきありがとうございます。一部の自治体では、以前から任意事業として独自基準により带状疱疹ワクチン接種費用助成を行っていますが、琴浦町においては、国の方針として令和7年度から带状疱疹ワクチンの定期接種が決まりましたので、予防接種法に基づき定期接種を実施予定です。政令で定める接種対象者への接種費用助成を行う予定ですが、接種対象者以外の方への助成は現在予定しておりません。带状疱疹ワクチンについては、国の厚生科学審議会において、带状疱疹の罹患患者数は70歳代がピークとなる点や、ワクチンの効果の持続期間、ワクチンは一生に1回の接種が原則となっていることなどの議論を経て、今回の定期接種が決まった経緯があります。これらの議論の内容を踏まえると、定期接種の対象年齢の方への助成がより有効と考えます。国の厚生科学審議会の内容は下記URLより閲覧可能です。第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料   厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47466.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47466.html</a> 定期接種開始後も引き続き国の議論を確認しながら、安心安全な予防接種事業の実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	すこやか健康課	0858-52-1705	令和7年4月1日	令和7年1月27日
	令和7年1月21日	防災チャイムについて	朝昼夕に行われる屋外機の防災チャイムについて毎日、3回チャイムが鳴りますが、それぞれどういった目的があるのか？正直、騒音でしかなく、非常に迷惑している。琴浦町が朝のチャイムを残しているのに何か理由があるのか？※北栄町などは平成27年に騒音の苦情（添付PDF）などもあり、朝のチャイムは取りやめている。他の中部地方、倉吉、三朝、湯梨浜なども朝のチャイムは行っていない。	貴重なご意見ありがとうございます。防災行政無線は、緊急時に避難情報などの緊急情報を放送をする設備です。1日3回の定時チャイムは、故障等のトラブルを未然に防ぐ動作確認であることはご理解いただいているところです。現在、防災行政無線の新たなシステム方法の検討を行っているところです。定時チャイムのあり方について、あわせて検討していきます。	企画政策課	0858-52-1708	令和7年4月1日	令和7年2月6日
	令和7年1月22日	ドッグランについて	琴浦町東伯総合公園付近に、無料で利用できるドッグランを設置してほしい。	日頃は、琴浦町の動物愛護についてご協力いただき、深く御礼申し上げます。ご意見いただいた件について、今現在、行政としてドッグラン等のペットが遊べる施設を設置する予定はありません。理由については以下のとおりです。 ・柵や看板等の設置費用、修繕等の維持費がかかること ・フン等の未回収への対応が困難であること ・犬の咬傷事故等の対応が困難であること 近隣自治体等で設置されているドッグランでも同様のトラブルが見受けられるため、慎重に検討する必要があります。ご理解のほど、よろしく願いたします	町民生活課	0858-52-1703	令和7年4月1日	令和7年2月6日
	令和7年1月31日	こども園職員の接遇について	職員の態度、言動が威圧的で不愉快な思いをした。こちらの話を聞かないことや子どもへの態度を見て、預けることに不信感がある。	職員の接遇姿勢等により、ご不快に思われたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。ご指摘を受け止め、当該こども園では全職員に接遇について指導を行いました。大切なお子様をお預かりするうえで信頼を得られるよう、丁寧な対応に努めてまいります。また、町内こども園の全職員に対しても同様に、接遇について再度確認をするよう指導するとともに、管理職会で本件について報告しました。対応を協議し、改めて職員の接遇姿勢や公務員としての意識向上について周知徹底を図りました。町民の皆様からいただいたご指摘に関しましては真摯に受け止め、職員には接遇研修を行うなどし、より一層の住民サービスの向上に取り組んでまいりますので、よろしく願いたします。	総務課	0858-52-2111	令和7年4月1日	令和7年2月10日

令和6年度町民の声対応簿

令和7年1月～令和7年3月受付分

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
	令和7年2月7日	郵便料金の削減とDX推進について	<p>①軽自動車税納税証明書の郵送を停止すべき。</p> <p>②郵便料金の削減を行い経費の節約を行なっていただきたい(例えば、郵便物の削減、各種手続きのWEB化、郵便物を出す場合は低料金な方法にする等)。</p> <p>③「SmartPOST」の導入を行なっていただきたい(仮に導入になっている場合は、より一層の普及促進を計っていただきたい)</p> <p>※「SmartPOST」商標であるため、デジタル郵送サービスとして読み替えて受付いたします。</p> <p>④マイナンバーカードとマイナ保険証の、より一層の普及促進を計っていただきたい、他の自治体の、普及促進策を参考にさせていただきたい</p> <p>⑤国民健康保険の手続きについてですが、e-tax の様に利用しやすくしてもらいたい、(例えば、保険料申告書の提出や氏名変更の届け、外国籍の方が転入した時の届けをweb化で出来る様にする)</p> <p>⑥特別児童扶養手当の手続きのweb化を進めていただきたい。</p> <p>⑦児童扶養手当の手続きのweb化を進めていただきたい。</p>	<p>①軽自動車税納税証明書の郵送について、令和4年まで軽自動車税口座振替納付の方に納税証明書を郵送していましたが、令和5年1月に軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が導入されたことに伴い、令和5年分から対象軽自動車の納税証明書を郵送していません。</p> <p>②デジタル郵送サービスについては、現時点で導入の予定はありませんが、事務作業におけるバックヤード部分の改善に寄与するものと認識しています。ただし、デジタルでの受取ができない方も一定数おられることも考慮しつつ、メリット・デメリットを総合的に勘案しながら導入を検討します。</p> <p>③⑤⑥手続きのオンライン(Web)化については、一部の手続きに留まっており、十分とは言えない状況です。このため、第2次行政改革プランの実行計画に係る取組みの一つとして位置付け、行政手続きのオンライン化を推進します。全庁の手続きを点検した上で、住民への利便性向上の効果が高いものから順次オンライン化を実施したいと考えています。既にオンライン化対応している手続きについても、広報・周知を図るとともに、行いたい手続きに辿り着きやすいよう、町ホームページ内にオンライン申請可能な手続きを集約するポータルページを作成し、改善する予定です。</p> <p>④マイナンバーカードの取得については、現在役場において無料で写真をお撮りして申請手続きを行ったり、高齢者施設や企業等への出張申請を行ったりしていますが、今後も引き続き普及促進を図っていきたく思います。</p> <p>また、マイナ保険証についても、普及促進のため、カードの受取り時や更新時などに窓口で案内を行うなど、周知及び年次更新時に周知広報物(チラシ等)の送付を行っております。希望する方に対し、マイナ保険証への移行がスムーズに行っていただけるよう、係内での案内の共有やマイナンバーカード担当課との連携も随時行っております。</p> <p>しかし、現行の制度ではマイナ保険証への移行が本人による選択制のため、現時点で移行しないと考える方への普及がさらなるマイナ保険証の普及を進めてまいります。</p> <p>⑦特別児童扶養手当については、鳥取県からの受託事務であり、県内市町村が統一した仕組みで処理する必要がありますので、今後、鳥取県へ手続きオンライン化を要望します。</p> <p>上記のとおり、各種手続きのオンライン化、マイナンバーカード・マイナ保険証の普及促進や広報・周知に努めることで、手続きの利便化や経費の節約を図ってまいります。</p>	総務課DX推進室 税務課 町民生活課 すこやか健康課 福祉あんしん課	0858-52-2111	令和7年4月1日	令和7年2月10日
	令和7年3月6日	町報ことら・ことうら議会の綴じ方について	<p>琴浦町報の閉じ方が令和5年度から右綴じから左綴じに変わった。一般的な閉じ方は新聞や雑誌のように右綴じであるから、以前のように右綴じに戻して欲しい。</p> <p>また、ことうら議会だよりは以前から左綴じであるが、これも右綴じに直すべきだ。</p>	<p>広報ことらが令和5年5月号から横書き・左綴りにリニューアルした理由は、表を用いる際に横書きになるため縦書き・横書きの混在すること、またメールやホームページアドレス、電話番号などが縦書きでは読みづらいため、横書きに統一しました。</p> <p>「議会だより」につきましては、議会改革の一環として、議会の見える化を目指し、令和2年5月1日発行(第64号)から、読みやすいとご意見の多い横書きに統一しております。</p> <p>横書きの書籍、冊子は、左綴りが自然に読み進めることができるため、一般的に左綴じであり、広報ことら、議会だよりも同様に左綴じを採用していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後とも、より多くの皆様にご覧いただき、関心を持っていただけるような広報誌を目指してまいります。</p>	企画政策課 議会事務局	0858-52-1708 0858-52-1710	令和7年4月1日	令和7年3月24日
	令和7年3月12日	電動三輪及び自走公助用車椅子が通行できる歩道整備について	<p>役場分庁舎前の道路の歩道は狭く段差があり、電動三輪及び自走介助用車椅子での通行が難しいので、歩道整備をしてほしい。</p>	<p>役場分庁舎前の町道駅前八幡線につきましては、令和5年度から道路改良工事を行っています。工事では、歩道を車道と同じ高さにするバリアフリー化と、グリーンベルトの設置(路側帯を緑色にする安全対策)を行っています。</p> <p>今後、未施工の残り区間の工事を行い、令和8年度に全区間完成予定です。</p> <p>工事完成までの間は、交通安全に気を付けて通行していただきますようお願いいたします。</p>	建設住宅課	0858-55-7804	令和7年4月1日	令和7年3月21日
	令和7年3月14日	図書館の再開についての行政放送とバス車両の新調について	<p>①図書館(本館)はいつから再開なのか行政放送をして欲しい</p> <p>②野井倉線のバス車両を新しくして欲しい。(いつ壊れるか心配で寝られない)</p>	<p>①図書館(本館)はいつから再開なのか行政放送をして欲しい。図書館本館の開館は、4月1日(火)からです。</p> <p>開館については、広報ことら3月号及びホームページへの掲載しております。</p> <p>行政放送は、まだ、行っておりませんので、これから手続きを行い、放送したいと思っております。</p> <p>②町営バスで使用している車両は、ご指摘のとおり長年使用しているものが増えていきます。</p> <p>町では、年数の経過した車両から計画的に更新するようしており、令和7年度には新たな車両を1台導入し、既存の車両と入れ替える予定としております。それに伴い、野井倉線の車両も変更となる予定です。</p>	社会教育課 企画政策課	0858-52-1161 0858-52-1708	令和7年4月1日	令和7年3月24日